

写

28消安第4181号
平成28年12月19日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う発生
予防対策の徹底について

本日、宮崎県内の家きん飼養農場において死亡家きんが増加した旨、宮崎県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、H5亜型であることを確認しました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年9月9日農林水産大臣公表）に基づき、当該死亡家きんについて、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

これまで、青森県、新潟県及び北海道における発生確認に伴い、本病の防疫対策の強化をお願いしてきたところですが、今回、今シーズンとしては初めて、養鶏農場密集地域で確認されたことを踏まえ、家きん舎の緊急点検の徹底といった、これまでの対応に加え、下記の事項につき、対策の徹底方をお願いします。

記

1. 今シーズンは、野鳥等においても、全国的に本病ウイルスが検出されており、引き続き、いつでもどこにおいても、家きんで発生するおそれがあることから、家きん飼養者にあつては、本病のまん延を防止するため、他の家きん飼養農場への不要不急の出入りは控えること。
2. 万一、発生が確認された場合には、迅速かつ的確な初動対応を徹底し、特に家きん飼養農場が密集する地域では、迅速な殺処分、発生農場周辺の通行の制限又は遮断、消毒ポイントの設置と当該ポイントにおける関係車両の厳重な消毒の徹底等により、まん延防止対策に万全を期すこと。